

## 再送信同意に係るKビジョン株式会社からの裁定申請の概要

### 1 申請日

平成19年5月30日

### 2 申請者及び申請に係る放送事業者

- (1) 申請者：Kビジョン株式会社（山口県下松市）  
代表者：代表取締役社長 山田 宏  
住 所：山口県下松市瑞穂町2丁目8-8
- (2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者
- ア 株式会社広島ホームテレビ（広島県広島市）  
代表者：代表取締役社長 橋本 宗利  
住 所：広島市中区白島北町19番2号
  - イ 株式会社テレビ新広島（広島県広島市）  
代表者：代表取締役社長 永野 正雄  
住 所：広島市南区出汐2-3-19
  - ウ 広島テレビ放送株式会社（広島県広島市）  
代表者：代表取締役社長 後藤 文生  
住 所：広島市中区中町6-6
  - エ 株式会社中国放送（広島県広島市）  
代表者：代表取締役社長 金井 宏一郎  
住 所：広島市中区基町21番3号

### 3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

### 4 再送信しようとするテレビジョン放送

- (1) 株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- (2) 株式会社テレビ新広島広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- (3) 広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放

送を除く。)

(4) 株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。)

#### **5 再送信の業務を行おうとする区域**

山口県周南市の一部、下松市の一部（別紙のとおり。)

#### **6 再送信の実施の方法**

同時再送信による放送

#### **7 申請者が希望する再送信の開始日**

裁定があり次第速やかに

#### **8 協議の経過**

申請者は、平成19年5月までの相当期間、区域外再送信に係る協議を株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ放送株式会社及び株式会社中国放送と継続してきた。

## 9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

対立点	広島ホームテレビの主張	Kビジョンの主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的な結びつきは強く、広島民放局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。広島ホームテレビに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、当社の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者にゆだねられている。
④ 過去の同意	過去に同意した時、ケーブルテレビ局は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。	過去に3度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

対立点	テレビ新広島の主張	Kビジョンの主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的な結びつきは強く、広島民放局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。広島テレビ新広島に帰属するものについては協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、当社の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者にゆだねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 過去の同意	過去に同意した時は、ケーブルテレビ局は零細で、育成すべきとの考えがあつて同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

対立点	広島テレビの主張	Kビジョンの主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的な結びつきは強く、広島民放局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。広島テレビ放送に帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、当社の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者にゆだねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナでも受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥ 過去の同意	過去に同意した時は、ケーブルテレビ局は零細で、育成すべきとの考えがあっただけで同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっていると認識している。	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

対立点	中国放送の主張	Kビジョンの主張
① 圏域放送	地域免許制度に基づいて圏域放送の免許を受けており、圏外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的な結びつきは強く、広島民放局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。中国放送に帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時選局	災害時に、当社の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者にゆだねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。圏外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。圏外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥ 過去の同意	過去に同意した時、ケーブルテレビ局は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっていると考え。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。同意書の中の「番組中の著作物に係る著作権については申込者の責任において処理する」に反しており、これは不同意理由になると考える。	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

以上

別 紙

山口県 下松市	青柳一丁目、青柳二丁目、大手町一丁目から三丁目まで、琴平町一丁目、琴平町三丁目、栄町一丁目から三丁目まで、昭和町一丁目、昭和町二丁目、中央町、東陽一丁目から六丁目まで、東和一丁目、東和二丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、西柳一丁目、西柳二丁目、旗岡一丁目から五丁目まで、古川町一丁目から四丁目まで、北斗町、桃山町及び若宮町の各全域  大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田及び大字下谷の各一部
山口県 周南市	大字八代の全域  大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原及び大字清尾の各一部